

# 連結情報

## ●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項 <定量的な開示事項>

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額（第4条第3項第1号）

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

### 自己資本の構成に関する事項（第4条第3項第2号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期	項目	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
資本金	8,000	8,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	5,759	5,759	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	—	—
利益剰余金	11,676	11,765	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	80	76	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	155	155	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	—	—
新株予約権	35	72	自己資本額(D)-(E)(F)	31,428	31,122
連結子法人等の少数株主持分	2,658	2,720			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	304,234	313,805
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	1,202	1,550
※繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,248	20,832
[基本的項目]計(A)	27,894	28,084	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	(—)	合 計(G)	326,685	336,188
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,589	1,588	連結総所要自己資本額(G)に4%を乗じた額	13,067	13,447
一般貸倒引当金	1,944	1,449			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	—	—			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—			
補充的項目不算入額(△)	—	—			
[補充的項目]計(B)	3,533	3,037			
短期劣後債務	—	—			
準補充的項目不算入額(△)	—	—			
[準補充的項目]計(C)	—	—	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	9.62	9.25
自己資本総額(A)+(B)+(C)(D)	31,428	31,122	参考：Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	8.53	8.35

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	12	24
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	2	6
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	65	62
10. 地方3公社向け	20	63	41
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	779	640
12. 法人等向け	20~100	5,731	6,080
13. 中小企業等及び個人向け	75	2,407	2,526
14. 抵当権付住宅ローン	35	466	450
15. 不動産取得等事業向け	100	1,422	1,597
16. 3月以上延滞等	50~150	103	55
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	94	91
19. 株式会社企業再生支援機構による保証付	10	—	—
20. 出資等	100	348	377
21. 上記以外	100	629	597
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~225	—	—
(うち再証券化)	40~225	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~650	41	—
(うち再証券化)	40~650	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産 合計	—	—	—
合計	—	12,169	12,552

(注) 3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

（単位：百万円）

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	3	1
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	9	14
5. N I F 又は R U F	<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	0	0
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金(保証))	100	33	35
(うち有価証券の保証)	100	5	4
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	8
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	0	0
カレント・エクスポージャー方式	—	0	0
派生商品取引	—	0	0
外為関連取引	—	0	0
金利関連取引	—	—	0
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	48	62

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額  
 オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	849	833
うち 基礎的手法	849	833
うち 粗利益配分手法	—	—
うち 先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期					平成24年9月中間期				
	信用リスクエクスポージャー中間期末残高	貸出、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー中間期末残高	貸出、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	3ヶ月以上延滞エクスポージャー
国内計	608,342	383,016	143,672	4	3,785	647,650	405,806	139,651	41	2,127
国外計	28,529	—	28,455	—	16	29,923	—	29,850	—	16
地域別合計	636,872	383,016	172,127	4	3,801	677,574	405,806	169,502	41	2,143
製造業	53,220	41,771	9,647	—	219	53,210	40,972	10,426	—	288
農業、林業	727	726	—	—	187	690	690	—	—	183
漁業	59	35	—	—	—	169	146	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	457	435	—	—	—	475	459	—	—	—
建設業	48,502	47,656	798	—	153	49,033	47,886	1,099	—	141
電気・ガス・熱供給・水道業	10,004	9,056	100	—	—	10,122	9,109	399	—	—
情報通信業	1,238	942	199	—	—	1,988	1,500	395	—	—
運輸業、郵便業	28,355	17,740	10,257	—	—	25,349	17,108	7,667	—	—
卸売業、小売業	49,059	47,075	1,842	—	964	48,877	47,077	1,498	—	40
金融業、保険業	100,664	6,419	53,486	0	16	144,723	23,462	60,490	32	16
不動産業、物品賃貸業	69,765	66,697	2,275	—	307	74,055	69,905	2,498	—	123
各種サービス業	65,691	61,619	3,796	—	719	67,197	64,894	1,999	—	640
国・地方公共団体	102,271	12,368	89,723	—	—	95,176	11,984	83,025	—	—
個人	70,835	70,472	—	—	768	71,032	70,607	—	—	437
その他	36,020	—	—	4	465	35,471	—	—	9	271
業種別合計	636,872	383,016	172,127	4	3,801	677,574	405,806	169,502	41	2,143
1年以下	179,439	107,851	33,320	4	156	224,075	133,751	31,696	9	119
1年超3年以下	86,914	29,853	57,061	—	69	87,805	23,616	64,159	—	39
3年超5年以下	77,373	29,752	47,600	—	163	57,151	30,105	27,046	—	102
5年超7年以下	31,130	23,398	7,732	—	441	38,929	31,889	7,008	32	388
7年超10年以下	98,675	79,940	18,703	—	140	103,491	70,691	32,772	—	223
10年超	118,423	112,171	6,252	—	883	120,954	115,612	5,341	—	244
期間の定めのないもの	44,915	50	1,457	—	1,946	45,165	139	1,478	—	1,025
残存期間別合計	636,872	383,016	172,127	4	3,801	677,574	405,806	169,502	41	2,143

(注) 1. 業種別のその他の項目には、業種の区分ができないものを含めて記載しております。  
 2. 残存期間別の期間の定めのないものの項目には、残存期間別の区分ができないものを含めて記載しております。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成23年9月中間期	2,160	1,923	2,160	1,923
	平成24年9月中間期	1,552	1,432	1,552	1,432
個別貸倒引当金	平成23年9月中間期	3,191	3,051	3,191	3,051
	平成24年9月中間期	2,584	2,693	2,584	2,693
特定海外債権引当勘定	平成23年9月中間期	—	—	—	—
	平成24年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成23年9月中間期	5,352	4,974	5,352	4,974
	平成24年9月中間期	4,137	4,125	4,137	4,125

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期				平成24年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	2,160	1,923	2,160	1,923	1,552	1,432	1,552	1,432
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,160	1,923	2,160	1,923	1,552	1,432	1,552	1,432
製造業	228	245	228	245	189	172	189	172
農業、林業	4	3	4	3	2	2	2	2
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	3	2	2	2	2	2
建設業	312	265	312	265	211	201	211	201
電気・ガス・熱供給・水道業	24	30	24	30	23	22	23	22
情報通信業	3	3	3	3	3	4	3	4
運輸業、郵便業	100	84	100	84	62	58	62	58
卸売業、小売業	335	258	335	258	198	180	198	180
金融業、保険業	40	32	40	32	28	25	28	25
不動産業、物品賃貸業	349	314	349	314	248	225	248	225
各種サービス業	295	259	295	259	212	196	212	196
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	318	291	318	291	240	216	240	216
その他	145	131	145	131	129	122	129	122
業種別合計	2,160	1,923	2,160	1,923	1,552	1,432	1,552	1,432

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期				平成24年9月中間期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	3,191	3,051	3,191	3,051	2,584	2,693	2,584	2,693
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,191	3,051	3,191	3,051	2,584	2,693	2,584	2,693
製造業	432	312	432	312	280	291	280	291
農業、林業	80	75	80	75	74	73	74	73
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	256	256	256	256	239	247	239	247
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	5	5	5	20	26	20	26
卸売業、小売業	632	771	632	771	432	484	432	484
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	366	355	366	355	301	332	301	332
各種サービス業	504	484	504	484	558	613	558	613
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	267	275	267	275	287	252	287	252
その他	645	514	645	514	388	371	388	371
業種別合計	3,191	3,051	3,191	3,051	2,584	2,693	2,584	2,693

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却の額	
	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
製造業	37	98
農業、林業	5	0
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	201	124
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	4	6
卸売業、小売業	96	37
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	97	8
各種サービス業	42	21
国・地方公共団体	—	—
個人	2	3
その他	—	—
業種別合計	489	300

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び自己資本比率告示の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成23年9月中間期		平成24年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	209,974	—	231,607
10%	—	40,601	—	39,860
20%	11,168	36,316	9,885	45,959
35%	—	33,353	—	32,210
50%	18,445	3,058	18,568	2,919
75%	—	79,044	—	83,032
100%	8,454	199,417	11,156	204,047
150%	—	839	—	469
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	38,069	602,604	39,610	640,107

(注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。  
 2. ソプリン並びに、金融機関および第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。  
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
現金及び自己預金	10,345	9,833
適格債権	—	—
適格株式	29,004	60,524
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	39,349	70,358
適格保証	3,435	4,249
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	3,435	4,249

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	1	3

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
派 生 商 品 取 引	4	16
外国為替関連取引及び金関連取引	4	9
金利関連取引	—	7
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	25
合計	4	41

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掛ける合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額	4	41
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	4	41
差 引	0	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

へ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分	与信相当額	
	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
派 生 商 品 取 引	4	16
外 国 為 替 関 連 取 引 及 び 金 関 連 取 引	4	9
金 利 関 連 取 引	—	7
株 式 関 連 取 引	—	—
貴 金 属 関 連 取 引 ( 金 関 連 取 引 を 除 く )	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	25
合 計	4	41

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	プロテクション購入		プロテクション提供	
	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	500
トータル・リターン・スワップ	—	—	—	—
合 計	—	—	—	500

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項 (第4条第3項第7号)

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。) 該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3ヶ月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 (ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。) 該当ありません。
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (4) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略 (当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。) 該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 該当ありません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (9) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて (主な原資産の種類別の内訳を含む。) 該当ありません。
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません。
- (12) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません。

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド 与 信 債 権	—	—
リ ー ス 債 権	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト リ ン ク 債 権	1,103	—
合 計	1,103	—

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期		平成24年9月中間期	
	残 高	所要自己資本	残 高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	130	2	—	—
100%	973	38	—	—
150%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自 己 資 本 控 除 計	1,103	41	—	—

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

該当ありません。

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額

該当ありません。

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）

該当ありません。

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ありません。

(3) 当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当中間期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

該当ありません。

(4) 証券化取引に伴い当中間期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ありません。

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

該当ありません。

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(9) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

該当ありません。

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ありません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳  
該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示第302条の5第2項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

- (1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期		平成24年9月中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	8,731		9,639	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,163		2,256	
合 計	10,895	10,895	11,895	11,895

- (2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等  
該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成23年9月中間期	平成24年9月中間期
売却益額	△82	△41
償却損額	—	19

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は平成23年9月中間期は1,612百万円、平成24年9月中間期は1,426百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。